

締約国に関する情報 RS	セルビア  一般情報	附属書 B 1 RS
国内官庁の名称	Intellectual Property Office (Serbia) (知的財産庁 (セルビア))	
所在地	Knjeginje Ljubice 5, 11000 Beograd, Serbia	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(381-11) 2025 800	
電子メール	zis@zis.gov.rs	
インターネット	http://www.zis.gov.rs	
ファクシミリ装置	(381-11) 311 23 77	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、受領書を発行する配達サービスを条件とする	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
セルビアの国民及び居住者のための管轄受理官庁  国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	欧州特許庁 (EPO), WIPO国際事務局 又は知的財産庁 (セルビア)  国内官庁に問合せされたい	
セルビアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: 知的財産庁 (セルビア) 欧州特許: 欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許, 追加特許, 小特許 欧州: 特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である: <https://www.wipo.int/en/web/das>

R S	セルビア（続き）	R S
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>国内官庁は各種のPCTにおける役割と無関係に、同一の支払方法を認める。</p> <p>（国内官庁が受理官庁の場合）手数料はユーロ建で支払う。出願人は国内官庁から支払指示書を受領する。</p> <p>i) 手数料はすべて国内官庁に支払う。</p> <p>ii) 国内手数料の大部分は為替、郵便振替、銀行送金によって、財務口座番号840-30880845-62 (97 41-601)、参照番号97に支払い、その後にセルビア共和国地方自治体の管理番号を伴うコードを記入する。すべての支払には、完全な出願番号、出願人の氏名又は名称、支払手数料の種類を表示する。</p> <p>iii) 外国からの支払方法は用意されていない。</p>	
国際型調査に関するセルビアの規定（PCT第15条）	なし	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合：</p> <p>知的財産庁（セルビア）が国際出願における発明の名称及び要約のセルビア語翻訳文を公開した日から仮保護が有効となる（2011年特許法第18条及び第161条）。</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合：</p> <p>出願人がセルビアにおいて発明を使用している者に対して公開欧州特許のセルビア語翻訳文を通知した日から、特許法第149条に基づく公開国内特許出願による仮保護が公開欧州特許出願に与えられる。</p>	
セルビアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
セルビアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書に記載するか、又はPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照		